



## NSユニテッド海運株式会社

### 2026年3月期 奴隷及び人身取引に関する表明（仮訳）

NSユニテッド海運株式会社（以下「NSユニテッド海運」という）およびNS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD.（以下「NSU UK」という）は、英国現代奴隷法第54条(1)に基づき、サプライチェーン上における奴隷労働及び人身取引を防止するため、2026年3月期について、NSユニテッド海運およびNSU UKの取締役会の承認を得て本声明を公表します。

NSユニテッド海運及びNSU UKを含むNSユニテッド海運のグループ会社を総称し、「NSユニテッド海運グループ」と言います。

#### 1. 会社・事業・サプライチェーン

##### 1-1. 会社概要

NSユニテッド海運グループは、東京に本社を置き、70年以上に渡り世界の産業を支えてきたグローバル企業です。2026年3月31日時点のNSユニテッド海運グループの連結決算対象会社数は56社、連結従業員数は669人です。また、NSユニテッド海運の100%出資子会社として、NSU UKを含む計5社の海外拠点があり、従業員数は32人です。NSU UKは1970年に設立され、英国ロンドンに拠点を置いて活動しています。

##### 1-2. 事業内容

NSユニテッド海運グループは、資源・エネルギー輸送を主力とする海運業（外航海運業と内航海運業）を中心に事業を営んでおります。NSU UKはサステナビリティを重視する欧州顧客との関係強化や環境に配慮した新規ビジネスの更なる獲得、並びに環境先進地域である欧州における情報収集を目的として運営しています。

##### 1-3. サプライチェーン概要

NSユニテッド海運グループは、海運業を中心に事業を展開しております。海運業のサプライチェーンは、船舶の設計・建造及び調達から、燃料油・船用品の調達、また港湾における荷役・オペレーションや、船舶の保守・処分まで、多岐にわたります。

2026年3月期には、従来通りNSユニテッド海運グループ調達先向けガイドラインの周知、またリスク分野の特定に向けたアンケート調査の準備を行いました。

外航海運事業におけるバリューチェーン およびライツホルダーの確認結果：

<https://www.nsuship.co.jp/ja/sustainability/manage/scm.html>

## 2. 方針・指針

NS ユナイテッド海運グループは、経営理念の中に人権尊重を位置づけ、その考え方を具体化するものとして人権方針を整備しています。いずれも取締役会の承認のもと策定されています。これらの方針等に基づき、NS ユナイテッド海運グループの事業活動およびサプライチェーン上におけるの奴隷労働・人身取引等、いかなる形の現代奴隷も一切容認しません。

### 2-1. 経営理念

NS ユナイテッド海運グループは、「企業行動規範」において、差別の廃絶および人権の尊重について明確にしています。同規範では、「各国・地域の法律を遵守し、人権を含む各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行う」ことを基本姿勢として掲げています。

また、「行動基準」においては、NS ユナイテッド海運グループ役職員が守らなければならない基準として、人権の尊重について定めています。

企業行動規範・行動基準：

<https://www.nsuship.co.jp/ja/company/philosophy.html>

### 2-2. 人権方針

NS ユナイテッド海運グループは、「行動基準」に定める人権尊重が企業として果たすべき社会的責任であるとの認識の下、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、「NS ユナイテッド海運グループ人権方針」を制定しています。同方針では、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関 (ILO) 宣言」や船員の基本的な権利と理念を定めた 2006 年海上労働条約など、国際規範等に基づき、人権を尊重する姿勢を明確にしています。

NS ユナイテッド海運グループ人権方針：

<https://www.nsuship.co.jp/ja/sustainability/social/humanrights.html>

### 2-3. 調達先向けガイドライン

NS ユナイテッド海運グループは、2025 年 3 月に、サプライヤーの皆様にも国際労働機関 (ILO) の基準の遵守等、人権を含む当社サステナビリティの取り組みへの協力をお願いする調達先向けガイドラインを制定しました。

NS ユナイテッド海運グループ 調達先向けガイドライン：

<https://www.nsuship.co.jp/ja/sustainability/manage/scm.html>

### 3. 人権デューデリジェンス（以下、人権 DD）

#### 3-1. 推進体制

NS ユナイテッド海運は、2023 年 8 月に、人権 DD 推進体制を構築しました。この体制の中で人権 DD 推進チームが一連の取り組みについて二か月に一度モニタリング、評価を行っており、取り組みの進捗状況については、半年に一度サステナビリティ委員会、取締役会に報告しています。報告結果については、是正措置に反映させていきます。

#### 3-2. 実施プロセス

当社は、NS ユナイテッド海運グループの事業活動やサプライチェーン上における人権に対する顕在的または潜在的な負の影響を特定し、それらを未然に防止・最小化するための取り組みを継続的に実施してまいります。また、NS ユナイテッド海運グループは、人権尊重の取り組みやその進捗に関する情報を、ホームページや統合報告書等を通じて適切に開示してまいります。

#### 3-3. 実施内容

2026 年 3 月期は、2025 年 3 月期までの調査で明らかになった日本人船員の人権リスクについて、海技人材グループにて、アクションプランに基づいて、是正措置を実行しています。

また、外国人船員やグループ全社員についても、人権に関する設問を含む定期アンケートによって明らかになった人権リスクについて、それぞれ海技人材グループ、ESG・内部統制チームにて、是正に取り組んでいます。加えて、調達先を対象に人権を含むサステナビリティの取り組み状況に関する調査の実施にむけた準備を進めました。

### 4. リスク管理

#### 4-1. リスク特定・評価

人権に関するリスクについては、人権の観点から人権 DD 推進チーム、全社的なリスク管理の観点からは内部統制・コンプライアンス委員会、サステナビリティ全般の観点からはサステナビリティ委員会で協議を行い、リスクの特定・評価を行っています。

#### 4-2. ガバナンス体制

人権 DD 推進チーム、内部統制・コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、それぞれ協議結果について取締役会へ報告を行い、NS ユナイテッド海運グループ全体のリスク管理体制の中で、対策・改善を推進してまいります。

## 5. 有効性評価指標

### 5-1. 指標

NS ユナイテッド海運グループの人権に関する取り組みの進捗を評価するための目標として、2025年3月期より、NS ユナイテッド海運グループの人権の基本的な考え方に関して理解している社員の割合および人権研修の受講率を重要業績評価指標（KPI）として設定しています。

### 5-2. 実績

2026年3月期のNS ユナイテッド海運グループの人権の基本的な考え方に関して理解している社員の割合は前年度より2.8%増えました。また、人権研修の受講率は100%でした。

### 5-3. 改善活動

指標改善に向け、2026年3月期は新たに世界人権デーに社長メッセージを発信しました。

## 6. 教育・研修

### 6-1. 対象

NS ユナイテッド海運グループ全社員。

### 6-2. 内容

NS ユナイテッド海運グループは、人権に関する理解を深めるために、2025年10月に大阪法務局作成の人権に関する動画教材を活用したウェビナーを開催しました。また、セミナー開催後に入社した社員に対しては、新入社員研修の一環として、同様にビジネスと人権に関するウェビナーを実施しております。

本声明は2026年5月28日にNS ユナイテッド海運株式会社およびNS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD.の取締役会で承認されました。

2026年5月28日

NS ユナイテッド海運株式会社

代表取締役社長 山中 一馬

Keiichi Furunaga, Managing Director  
NS UNITED SHIPPING (U.K.) LTD.